

広島県水道広域連合企業団土木工事成績評定基準

令和 5 年 4 月 1 日 制 定

令和 6 年 6 月 1 日 一部改正

令和 7 年 10 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 この基準は広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の所掌に属する土木工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 評定は、原則として 1 件の請負代金額が 500 万円以上の土木工事について行うものとする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができるものとする。

(評定の内容)

第 3 評定は、次の考查項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考查項目	細 別
1 施工体制	① 施工体制一般 ②配置技術者
2 施工状況	① 施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形 ②品質 ③出来ばえ
4 工事特性	
5 創意工夫	
6 社会性等	
7 法令遵守等	法令遵守等 ②評価内容の担保 (総合評価方式による発注の場合)

(評定者)

第 4 完成検査において工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、総括監督員及び立会人とする。

検査員とは、土木工事検査要綱第 3 条第 3 項又は第 4 項の定めにより完成検査を行う職員とする。総括監督員とは、土木工事監督規程第 5 条第 2 項の定めにより総括監督員に指定された職員とする。立会人とは、土木工事検査規程第 9 条第 1 項の定めにより立会する場合はその監督職員とし、土木工事監督規程第 5 条第 2 項の定めにより総括

監督員又は主任監督員に指定された職員とする。土木工事検査規程第9条第2項の定めにより立会する場合はその職員とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

検査員とは、土木工事検査規程第3条第2項又は第4項の定めにより中間検査を行う職員とする。

(評定の方法)

第5 完成検査における評定は、別紙－1、別紙－2及び別紙－3の「工事成績評点の考查項目別運用表」並びに別紙－4の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式－1の「工事成績評定表」及び様式－2の「細目別評定点採点表」を作成する。

2 中間検査における工事成績の評定は、別紙－3の「工事成績評点の考查項目別運用表」並びに別紙－4の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式－1の「工事成績評定表」を作成する。

3 完成検査における総括監督員及び立会人である評定者は、検査員の評定に先立って評定を行うものとする。

4 検査員である評定者は、中間検査において評定を行う場合は、当該工事の監督職員から施工体制及び施工状況等について確認し評定する。

5 評定者は、別紙－1、別紙－2及び別紙－3の「工事成績評点の考查項目別運用表」の各欄に「その他」とある場合は、当該工事の特性を考慮し他の事項と同程度のものを追加することができるものとする。

6 所見は、評定にあたり特記事項のある場合に記入するものとする。

7 設計図書に基づく工事関係書類の評定に当たっては、別途定める「土木工事書類作成マニュアル」に記載の「工事関係書類一覧表」以外の書類は、評定の対象外とする。

(評定結果の提出)

第6 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、発注者に「工事成績評定表」、「細目別評定点採点表」及び「工事成績評点の考查項目別運用表」を検査調書（建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第31条、第38条関係）に付して提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 発注者は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、別に定めるところにより、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(企業団の休日を定める条例に定める「企業団の休日」を含む。)以内に、書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、令和6年6月1日から施行する。
- 3 この基準は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 この基準は、施行日から令和8年3月31日までの間は、本部及び広島水道事務所が発注する建設工事に適用する。
- 5 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号)第5条第3項に規定する地方機関(広島水道事務所を除く。)が締結する契約については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体(広島県を除く。)の契約規則、財務規則等をこの規程とみなして適用する。
- 6 前項の規定において、構成団体の契約規則、財務規則等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

工事成績評定表及び工事成績評点の考査項目別運用表

目 次

工事成績評定表	
様式－ 1	1
細目別評定点採点表	
様式－ 2	2
工事成績評点の考査項目別運用表	
別紙－ 1 （立会人）	3
別紙－ 2 （総括監督員）	11
別紙－ 3 （検査員）	16
別紙－ 4 （記入方法及び留意事項）	42

工 事 成 績 評 定 表

工事名														請負代金額																				
受注者名																																		
		立会人※ 6					総括監督員							検査員（中間）							検査員（中間）							検査員（完成）						
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
考査項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※ 2						+20.0 ～ 0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫※ 3	+7.0 ～ 0																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		＋－ . 点					＋－ . 点							＋－ . 点							＋－ . 点													
評定点（65±加減点合計）※ 1		① . 点					② . 点							③ . 点							③ . 点													
評定点計		_____点 ・ 中間検査があった場合 ①×0.4+②×0.2+（③の平均）×0.2+④×0.2 ・ 中間検査が無かった場合 ①×0.4+②×0.2+④×0.4																																
7. 法令遵守等	I. 法令遵守等						－ . 点																											
	II. 評価内容の担保						－ . 点																											
評定点合計（評定点計-法令遵守等）		点（四捨五入により整数とする）																																
所見※ 5		（立会人）											（総括監督員）										（検査員）											

※ 1. 各評定点（①～④）は小数点第 1 位まで記入。

※ 2. 工事特性は、当該工事の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、立会人からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※ 3. 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※ 4. 4、5、6 は加点評価のみとする。また、法令遵守等は減点評価のみとする。

※ 5. 所見は特記事項のある場合に記載する。

※ 6. 立会人の考査項目（細別）のうち、「Ⅰ 出来形」、「Ⅱ 品質」については、検査員が評価するものとする。

※ 7. 各考査項目ごとの採点は、立会人は別紙－ 1、総括監督員は別紙－ 2、検査員は別紙－ 3 によるものとする。

細目別評定点採点表

工事名

:

考査項目	細 別	①立会人	②総括監督員	③検査員（中間）	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1．施工体制	I．施工体制一般	(1.0)×0.4+2.9= 3.3 点				3.3 点 ／ 3.3 点	3.3%
	II．配置技術者	(3.0)×0.4+2.9= 4.1 点				4.1 点 ／ 4.1 点	4.1%
2．施工状況	I．施工管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5 点		(5.0)×0.4+6.5= 8.5 点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5 点	13.0 点 ／ 13.0 点	13.0%
	II．工程管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5 点	(2.0)×0.2+3.2= 3.6 点			8.1 点 ／ 8.1 点	8.1%
	III．安全対策	(5.0)×0.4+2.9= 4.9 点	(3.0)×0.2+3.3= 3.9 点			8.8 点 ／ 8.8 点	8.8%
	IV．対外関係	(2.0)×0.4+2.9= 3.7 点				3.7 点 ／ 3.7 点	3.7%
3．出来形及び 出来ばえ	I．出来形	(4.0)×0.4+2.8= 4.4 点		(10.0)×0.4+6.5= 10.5 点	(10.0)×0.4+6.5= 10.5 点	14.9 点 ／ 14.9 点	14.9%
	II．品質	(5.0)×0.4+2.9= 4.9 点		(15.0)×0.4+6.5= 12.5 点	(15.0)×0.4+6.5= 12.5 点	17.4 点 ／ 17.4 点	17.4%
	III．出来ばえ			(5.0)×0.4+6.5= 8.5 点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5 点	8.5 点 ／ 8.5 点	8.5%
4．工事特性	I．施工条件等への対応		(20.0)×0.2+3.3= 7.3 点			7.3 点 ／ 7.3 点	7.3%
5．創意工夫	I．創意工夫	(7.0)×0.4+2.9= 5.7 点				5.7 点 ／ 5.7 点	5.7%
6．社会性等	I．地域への貢献等		(10.0)×0.2+3.2= 5.2 点			5.2 点 ／ 5.2 点	5.2%
7．法令遵守等	I．法令遵守等		(0.0)×1.0= 0.0 点				0.0%
	II．評価内容の担保		(0.0)×1.0= 0.0 点				0.0%
評定点合計						100.0 点 ／100.0 点	

※ 中間検査があった場合
中間検査がなかった場合

①+②+③×0.5+④×0.5＝細目別評定点（③は中間検査の平均点）
①+②+④＝細目別評定点

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 端数処理の関係で評定点合計と細目別評定点の計が異なる場合がある。

考査項目別運用表

(立 会 人)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	I .施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。 ☐ 工事打合せ簿を、過不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上 …………… a 評価値が 80%以上 90%未満 …………… b 評価値が 80%未満 …………… c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
	II .工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 理由：			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上 …………… a 評価値が 80%以上 90%未満 …………… b 評価値が 80%未満 …………… c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

考査項目別運用表

(立 会 人)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅲ.安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 理由：			☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ.対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 理由：			☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上 …………… a 評価値が 80%以上 90%未満 …………… b 評価値が 80%未満 …………… c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
		●判断基準 評価値が 90%以上 …………… a 評価値が 80%以上 90%未満 …………… b 評価値が 80%未満 …………… c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

考査項目別運用表

【別紙－ 1 ④は検査員が評価し評価結果を記入する】（立 会 人）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ I.出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、b に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
機械設備工事 ※上 記 欄 に よ ら ず、当該欄で評価	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場した箇所は除く） ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 80%以上 …………… a 評価値が 60%以上 80%未満 …………… b 評価値が 60%未満 …………… c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				

考査項目別運用表

【別紙－ 1 ⑤は検査員が評価し評価結果を記入する】（立 会 人）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ I.出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上 記 欄 に よ ら ず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定 値が不適切であったため、 監督職員が文書で改善指示 を行った。	☐ 契約約款第 17 条に基づき、 監督職員が改造請求を行っ た。
●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員が臨場した箇所は除く） ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 ☐ 高温部等の危険個所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 80%以上 …………… a 評価値が 60%以上 80%未満 …………… b 評価値が 60%未満 …………… c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。						

考査項目別運用表

【別紙－ 1 ⑥は検査員が評価し評価結果を記入する】（立 会 人）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、b に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を適切に作成している。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置について、点検しやすくしている。 ☐ 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他（理由：_____）			d	e
	●判断基準 評価値が 80%以上 ……………a 評価値が 60%以上 80%未満 ……………b 評価値が 60%未満 ……………c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。	

考査項目別運用表

【別紙－ 1 ⑦は検査員が評価し評価結果を記入する】（立 会 人）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 80%以上 …………… a 評価値が 60%以上 80%未満 …………… b 評価値が 60%未満 …………… c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	維持・修繕工事	a	b	c	d	e
	※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ●判断基準 ※ 該当項目数が 6 項目以上 …………… a ※ 該当項目数が 4 項目以上 …………… b ※ 該当項目数が 3 項目以下 …………… c 注 記載の 4 項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大 8 項目とする。			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第 17 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

考査項目別運用表

(立 会 人)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
5.創意工夫	I .創意工夫	【施工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階で ICT を活用した工事（電子納品のみは除く）※本項目は 1 点の加点とする。 □ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事。※本項目は 2 点の加点とする。 ※ICT 活用による加点は最大 2 点の加点とする □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の 5 項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大 3 点の加点とする。 ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 □ （該当技術数： ） NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は 3 点の加点とする。 □ （該当技術数： ） NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は 2 点の加点とする。 □ （該当技術数： ） NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は 1 点の加点とする。 □ （該当技術数： ） NETIS 登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は 2 点の加点とする。 □ （該当技術数： ） NETIS 登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は 1 点の加点とする。 ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大 3 点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大 3 点の加点とする。	【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、評価する。 □ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 □ その他 （理由： □ その他 （理由： □ その他 （理由： □ その他 （理由： □ その他 （理由： □ その他 （理由：
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評 点：_____点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載

※ 1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※ 2. 評価は各項目において 1 つレ点が付されれば 1、2、3 点で評価し、最大 7 点の加点評価とする。

※ 3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1 項目 1 点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※ 4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

考査項目別運用表

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ☐ その他 理由： ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。				
	●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 理由： ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。					
Ⅲ.安全対策	a	b	c	d	e	
	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	

考査項目別運用表

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(1.について) 切土の土工量：20 万 m³以上、盛土の土工量：15 万 m³以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8 m 以上、ダム用水門の設計水深：25m 以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m²以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m 以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m²以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m 以上かつ法長 150m 以上、浚渫工の浚渫土量：100 万 m³以上、流路工の計画高水流量：500m³以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m 以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM 解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID 地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね 1 万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24 時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.被災箇所措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 16.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 (16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 17. 12 ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 18.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評 価	評 点：_____点	

※ 1. 工事特性は、最大 20 点の加点評価とする。

※ 2. 立会人が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない

※ 3. 評価にあたっては、立会人等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	a	a’	b	b’	c
6.社会性等	I .地域への貢献等	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない
●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a’、b、b’、c 評価を行う。						

考査項目別運用表

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	法令遵守等の該当項目一覧	
7 .法令遵守等	I .法令遵守等		
① 本考查項目（7 .法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。			
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。			
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。			
【上記で評価する場合の適応事例】			
1 .入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。			
2 .承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。			
3 .使用人に関する労働条件に問題があり送検された。			
4 .産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。			
5 .当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。			
6 .一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。			
7 .入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。			
8 .労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。			
9 .監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。			
10 .下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第 4 条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。			
11 .過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。			
12 .受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。			
13 .下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。			
14 .安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。			
15 .受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名除外等の区分による。）			

考査項目別運用表

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	総合評価方式における価格以外のその他の条件に係る評価内容の担保一覧			
7 .法令遵守等	Ⅱ .評価内容の担保	各評価項目の履行状況		点 数	備 考
		☐ 工期設定の適切性 〔理由： 〕	-5 点		
		☐ 「施工に関する課題」に対する技術提案 〔理由： 〕	- 5 点 -10 点 -15 点	1 提案につき・5 点とし、 下限値を・15 点とする。	
		☐ 「品質に関する課題」に対する技術提案 〔理由： 〕	- 5 点 -10 点 -15 点	1 提案につき・5 点とし、 下限値を・15 点とする。	
		☐ 「 ____に関する課題」に対する技術提案 〔理由： 〕	- 5 点 -10 点 -15 点	1 提案につき・5 点とし、 下限値を・15 点とする。	
		☐ 登録基幹技能者の配置 〔理由： 〕	- 5 点		
		☐ 自社施工 〔理由： 〕	- 5 点		
		☐ 建設キャリアアップシステムの活用 〔理由： 〕	- 5 点		
		☐ 主任（監理）技術者の保有する専門資格 〔理由： 〕	- 5 点		
		☐ 若手又は女性技術者の配置 〔理由： 〕	- 5 点		
		☐ 過去の工事成績 3 件の平均点（実績評価 2 型は最高点） 〔理由： 〕	- 5 点		
		☐ 過去の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無（実績評価型は同一業種） 〔理由： 〕	- 5 点		
		☐ 施工経験工事の従事役職 〔理由： 〕	- 5 点		
		☐ 継続教育（CPD）の取組み 〔理由： 〕	- 5 点		
		☐ 優秀技術者の表彰 〔理由： 〕	- 5 点		
		☐ その他 〔理由： 〕	- 5 点		
	☐ 該当なし 〔理由： 〕				
		本評価項目で評価する事例は、「総合評価方式で発注した工事の施工にあたり、価格以外のその他の条件に係る評価内容に対し、次の適応事例があった」場合に適用する。 ただし、受注者の責によらないものを除く。 【上記で評価する場合の適応事例】 1 . 「各工程の工期が適切で、工夫があり、工期短縮が見られる」と評価した工事について、工夫するとした施工計画を実施しなかった場合。または、実施したが工期を短縮できなかった場合 2 . 「施工に関する課題」に対する各技術提案について、実施しなかった場合 3 . 「品質に関する課題」に対する各技術提案について、実施しなかった場合 4 . 主任（監理）技術者の保有する資格、専門資格、過去の工事成績、過去の同種・同規模工事の施工経験、経験工事の従事役職、継続教育（CPD）の取組み、優秀技術者の表彰等の各評価内容について評価した工事において、 評価した配置予定技術者と異なる技術者を配置した場合で、当該技術者の各得点が配置予定技術者の得点を下回る評価内容がある場合			
	評価	評点： - 点 ※ ・総合評価方式における価格以外のその他の条件に関して、受注者の責により、評価の内容が満足されなかった場合、減点評価する。 ・各評価項目の減点の累計について下限値は設けない。			

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	I .施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 契約約款第 18 条第 1 項第 1 号～ 5 号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、ISO9001 又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上 …………… a 評価値が 80%以上 90%未満 …………… b 評価値が 80%未満 …………… c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ I.出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50%以内で、下記の「評定対象項目」の 4 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50%以内で、下記の「評定対象項目」の 3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80%以内で、下記の「評定対象項目」の 3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80%以内で、下記の「評定対象項目」の 2 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’ に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
●評価対象項目 ☐ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。 ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。							
機械設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
※ 上 記 欄 に よ ら ず、当該欄で評価	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上……………a 評価値が 80%以上 90%未満……………a’ 評価値が 70%以上 80%未満……………b 評価値が 60%以上 70%未満……………b’ 評価値が 60%未満……………c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
I.出来形	※上 記 欄 に よ ら ず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。 ☐ 高温部等の危険個所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上 …………… a 評価値が 80%以上 90%未満 …………… a’ 評価値が 70%以上 80%未満 …………… b 評価値が 60%以上 70%未満 …………… b’ 評価値が 60%未満 …………… c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	砂防構造物工事 及び 地すべり防止工事 (集水井工事を含む)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【共通】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋及び鋼材の品質を、適切に管理していることを確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由： 【砂防構造物工事に適用】 ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートとの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ その他 理由：						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	舗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 ☐ 設計図書に定められた試験方法で CBR 値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を 20cm 以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【アスファルト舗装工関係】 ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【コンクリート舗装工関係】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ その他 理由：						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考查項目別運用表

(検査員)

[illegible]

考查項目別運用表

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e																									
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	基礎工事及び 地盤改良工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
		●評価対象項目 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に 2m 以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ その他 理由：																															
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="3">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a’	b	b	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																												
		50%以下	80%以下	80%を超える																													
評価値	90%以上	a	a’	b	b																												
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’																												
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c																												
注 試験結果の得点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																	
	海岸工事	a	a’	b	b’	c	d	e																									
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
●評価対象項目 ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 ☐ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 ☐ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上がっていることが確認できる。 ☐ 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 ☐ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ☐ その他 理由：																																	
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="3">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a’	b	b	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																												
		50%以下	80%以下	80%を超える																													
評価値	90%以上	a	a’	b	b																												
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’																												
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c																												
注 試験結果の得点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e																									
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	コンクリート橋 上部工事 (PC 及び RC を対 象)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
		●評価対象項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質を、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ プレビュー桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ PC 鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由：							① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																								
●判断基準 <table> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3">ばらつきで判断可能</td> <td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td> </tr> <tr> <td>50%以下</td> <td>80%以下</td> <td>80%を超える</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a’</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上 90%未満</td> <td>a’</td> <td>b</td> <td>b’</td> <td>b’</td> </tr> <tr> <td>60%以上 75%未満</td> <td>b</td> <td>b’</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a’	b	b	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																												
		50%以下	80%以下	80%を超える																													
評価値	90%以上	a	a’	b	b																												
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’																												
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c																												

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e																									
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	植栽工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
		●評価対象項目 ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ その他 理由：																															
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="3">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上 90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr> <tr> <td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a’	b	b	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																												
		50%以下	80%以下	80%を超える																													
評価値	90%以上	a	a’	b	b																												
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’																												
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c																												
防護柵（網）・ 標識・区画線等 設置工事		a	a’	b	b’	c	d	e																									
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
●評価対象項目 ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由：																																	
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="3">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上 90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr> <tr> <td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a’	b	b	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																												
		50%以下	80%以下	80%を超える																													
評価値	90%以上	a	a’	b	b																												
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’																												
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c																												

考查項目別運用表

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 .出来形 及び 出来ばえ 								

考査項目別運用表

3.出来形及び出来ばえ

II.品質

コンクリートブロック等二次製品の多い工事（排水工、ボックスカルバート工等）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。

●評価対象項目

☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。

☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。

☐ 施工基面の床掘りが適切に行われ、必要以上に深く掘削するなど基面を乱すことなく施工していることが確認できる。

☐ 裏込め材、胴込めコンクリートの充填・締固めが充分で空隙が生じていない。

☐ 材料のかみ合わせ又は、連結が適切で、裏込め材の吸出しの恐れがない。

☐ ブロック工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。

☐ 支持地盤の確認できる資料がある。

☐ 緊張等の管理がなされている。

☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。

☐ ブロック（環境・緑化）の壁体重量が確認できる。

☐ 有害なクラックが無い。

☐ その他

理由：

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c

注

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

補強土壁工事（テールアルメ工法等）

補強土壁工事（テールアルメ工法等）

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。

●評価対象項目

☐ 盛土材料の土質が適正である。

☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。

☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。

☐ 施工基面の床掘りが適切に行われ、必要以上に深く掘削するなど基面を乱すことなく施工していることが確認できる。

☐ 支持地盤の確認できる資料がある。

☐ 地下排水工が施工時の湧水処理を含めて適切で、補強領域内に影響のないように施工してある。

☐ 材料のかみ合わせ又は、連結が適切で、透水防砂材が設置されており、裏込め材の吸出しの恐れがない。

☐ ブロック工の基礎部、端部や隅角部・曲線部の処理が適切である。

☐ 補強材が適性に配置されているのが確認できる。

☐ 盛土材料の締固め管理が適正に行われており、締固め度が確認できる資料がある。

☐ その他

理由：

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c

注

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(検 査 員)							
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	砂防えん堤 ・コンクリートえん堤 ・残存型枠 ・ダブルウォール ・ソイルセメント ・鋼製えん堤 (透過型)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		●評価対象項目 【共通（全て）】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 基礎面を著しい凹凸のないように、平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 掘削に当って、基礎面をゆるめないように施工し、浮石などの除去が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 湧水及び漏水などがある場合、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除していることが確認できる。 ☐ 岩盤床堀で発破使用する場合、仕上げ面を超えて発破を行ってないことが確認できる。 ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由： 【コンクリートえん堤（残存型枠などを含む）】 ☐ 1 リフトを数層に分けて打込むときは、1 層の厚さを 40～50cm 以下としている。また、上層の締固は、下層が一体となるようバイブレータをかけていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについて、あらかじめ吸水させ湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗りこむように敷き均していることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、適切に打継目処理（圧力水等により、レイトンス、雑物を取り除くとともに清掃）を行っていることが確認できる。 ☐ リフトスケジュールにおいて、適切な打設間隔が確保されていることが確認できる。 ☐ 止水板が所定の位置に設置されており、接合が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 残存型枠の品質・規格が、証明書等で確認できる。 ☐ コンクリート打設前までにさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(検 査 員)

3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	砂防構造物工事（砂防えん堤） ・コンクリートえん堤 ・残存型枠 ・ダブルウォール ・ソイルセメント ・鋼製えん堤（透過型）	【ダブルウォール工法、ソイルセメント（SBウォール工法等）共通】 ☐ 材料（外部保護材、アンカー、タイロッドなど）の品質・規格が、証明書等で確認できる。 ☐ 外部保護材等の基礎部、端部などの処理が適切であることが確認できる。 ☐ 材料のかみ合わせ、連結又は補強材などが適性に配置されているのが確認できる。 ☐ 外部保護材等に、ずれ、歪み、損傷などがないことが確認できる。 ☐ その他 理由： 【ダブルウォール工法】 ☐ 盛土材料の試験を行っており、土質が適正である。 ☐ 盛土材料の締固め管理が適正に行われており、締固め度が確認できる資料がある。 ☐ タイ材などに影響がないように盛土材料の敷均し及び締固めを行っていることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【ソイルセメント（SBウォール工法等）】 ☐ 土砂の材料試験が行われているとともに、ソイルセメントの配合試験を行っており、ソイルセメントの品質が確認できる。 ☐ 毎日の作業前、土砂の自然含水比を測定し加水量を決定するとともに、使用セメント量を確認し適切に管理していることが確認できる。 ☐ ソイルセメントの混合において、土砂とセメントが適切に練り混ぜられ、均一になっていることが確認できる。また、必要な試験を実施している。 ☐ ソイルセメントの密度、強度が適切に管理されていることが確認できる。 ☐ ソイルセメントの打設前に、打継目処理（清掃・散水、処理材散布など）を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ソイルセメントの養生が適正に行われていることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【鋼製えん堤（透過型）】（コンクリート部分がある場合は、コンクリートえん堤の該当部分も採用） ☐ 材料（鋼、アンカー、ボルト、塗料等）の品質・規格が、証明書等で確認できる。 ☐ 鋼材に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適正に行っていることが確認できる。 ☐ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ☐ その他 理由：		
--	---	--	--	--

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	維持工事 （清掃工、除草工、 付属物工、除雪、応 急処理等）	●評価対象項目 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が 6 項目以上 …………… a ※ 該当項目が 5 項目 …………… a' ※ 該当項目が 4 項目 …………… b ※ 該当項目が 3 項目 …………… b' ※ 該当項目が 2 項目以下 …………… c 注 記載の 4 項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大 8 項目とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	修繕工事 （橋脚補強、耐震 補強、落橋防止等）	a	a'	b	b'	c	d	e
		●評価対象項目 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が 6 項目以上 …………… a ※ 該当項目が 5 項目 …………… a' ※ 該当項目が 4 項目 …………… b ※ 該当項目が 3 項目 …………… b' ※ 該当項目が 2 項目以下 …………… c 注 記載の 4 項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大 8 項目とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	機械設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ 設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ 機器の配置について、点検しやすいことが確認できる。 ☐ 設備の構造や機器の配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業が容易にできることが確認できる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上 …………… a ※ 評価値が 80%以上 90%未満 …………… a’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満 …………… b ※ 評価値が 60%以上 70%未満 …………… b’ ※ 評価値が 60%未満 …………… c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							
	電気設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上 …………… a ※ 評価値が 80%以上 90%未満 …………… a’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満 …………… b ※ 評価値が 60%以上 70%未満 …………… b’ ※ 評価値が 60%未満 …………… c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	通信設備工事 受変電設備工事	優れている b より優れている やや優れている c より優れている 他の評価に該当しない ●評価対象項目 電気 □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 □ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 □ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 □ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 □ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 □ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 □ その他 理由： ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上 …………… a ※ 評価値が 80%以上 90%未満 …………… a’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満 …………… b ※ 評価値が 60%以上 70%未満 …………… b’ ※ 評価値が 60%未満 …………… c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。						
	上記以外の工事 （情報ボックス、浚渫工事）又は合併工事	<A> a a’ b b’ c 優れている b より優れている やや優れている c より優れている 他の評価に該当しない □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。 ●評価対象項目 □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ●判断基準 <A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 ex) 浚渫工、取壊し工等 ※ 該当項目が 90%以上 …………… a ※ 該当項目が 80%以上 90%未満 …………… a’ ※ 該当項目が 70%以上 80%未満 …………… b ※ 該当項目が 60%以上 70%未満 …………… b’ ※ 該当項目が 60%未満 …………… c ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ③ 評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ③ 評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 評価値 90%以上 75%以上 90%未満 60%以上 75%未満 ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える a a’ b a’ b b’ b b’ c	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。					

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ 								

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	コンクリート 構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 ……a 該当 4 項目 ……b 該当 3 項目 ……c 該当 2 項目以下 ……d	
	土工事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d	
	切土工事	●評価対象項目 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 ……a 該当 4 項目 ……b 該当 3 項目 ……c 該当 2 項目以下 ……d	
	護岸・根固・ 水制工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上 ……a 該当 2 項目 ……b 該当 1 項目 ……c 該当項目なし ……d	
	舗装工事	●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 ……a 該当 4 項目 ……b 該当 3 項目 ……c 該当 2 項目以下 ……d	
	法面工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上 ……a 該当 2 項目 ……b 該当 1 項目 ……c 該当項目なし ……d	

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3 .出来形 及び 出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はb評価以下とする。		●判断基準 該当3項目以上 ……………a 該当2項目 ……………b 該当1項目 ……………c 該当項目なし ……………d	
	コンクリート橋 上部工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 支承部の仕上がりが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上 ……………a 該当4項目 ……………b 該当3項目 ……………c 該当2項目以下 ……………d	
	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ……………a 該当3項目 ……………b 該当2項目 ……………c 該当1項目以下 ……………d	
	植栽工事	●評価対象項目 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上 ……………a 該当2項目 ……………b 該当1項目 ……………c 該当項目なし ……………d	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上 ……………a 該当4項目 ……………b 該当3項目 ……………c 該当2項目以下 ……………d	
	標識工事	●評価対象項目 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ……………a 該当3項目 ……………b 該当2項目 ……………c 該当1項目以下 ……………d	
	区画線工事	●評価対象項目 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ……………a 該当3項目 ……………b 該当2項目 ……………c 該当1項目以下 ……………d	

※不可視部は「施工管理記録などから不可視部分の良さが伺える」、
 可視部は「土工関係の仕上がりが良い」において施工管理記録などから
 出来ばえの良さが確認できた場合に評価することとし、地盤改良にお
 いては最大2項目の評価とする。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	コンクリートブ ロック等二次製品 の多い工事 (排水工、ボックス カルバート工等)	●評価対象項目 ☐ 二次製品等材料に細心の注意が払われている。 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせが良い。または、クラックがない。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。		●判断基準 該当 5 項目以上 ……………a 該当 4 項目 ……………b 該当 3 項目 ……………c 該当 2 項目以下 ……………d	
	補強土壁工事 (テールアルメ工 法等)	●評価対象項目 ☐ 二次製品等材料に細心の注意が払われている。 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせが良い。または、クラックがない。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。		●判断基準 該当 5 項目以上 ……………a 該当 4 項目 ……………b 該当 3 項目 ……………c 該当 2 項目以下 ……………d	
	砂防えん堤 ・コンクリートえん堤 ・残存型枠 ・ダブルウォール ・ソイルセメント	●評価対象項目 ☐ 構造物の表面状態が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 ……………a 該当 4 項目 ……………b 該当 3 項目 ……………c 該当 2 項目以下 ……………d	
	砂防えん堤 ・鋼製えん堤 (透過型)	●評価対象項目 ☐ 構造物の表面状態が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 ……………a 該当 3 項目 ……………b 該当 2 項目 ……………c 該当 1 項目以下 ……………d	

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3 .出来形 及び 出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d	
	電気設備工事	●評価対象項目 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 ……a 該当 4 項目 ……b 該当 3 項目 ……c 該当 2 項目以下 ……d	
	維持修繕工事	●評価対象項目 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上 ……a 該当 2 項目 ……b 該当 1 項目 ……c 該当項目なし ……d	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上 ……a 該当 2 項目 ……b 該当 1 項目 ……c 該当項目なし ……d	
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 ……a 該当 4 項目 ……b 該当 3 項目 ……c 該当 2 項目以下 ……d	
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大 5 項目とする。		●判断基準 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d	

考查項目別運用表

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形 及び 出来ばえ III.出来ばえ	港湾築造工事	●評価対象項目 ☐ 構造物等の通りが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物等のきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ クラックがない。(コンクリート工事が含まれる場合)		●判断基準 (コンクリート工事がない場合) 該当 4 項目以上 …………… a 該当 3 項目 …………… b 該当 2 項目 …………… c 該当 1 項目以下 …………… d	(コンクリート工事が含まれる場合) 該当 5 項目以上 …………… a 該当 4 項目 …………… b 該当 3 項目 …………… c 該当 2 項目以下 …………… d
	港湾浚渫工事 (地盤改良工事を 含む)	●評価対象項目 ☐ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 ☐ 浚渫及び盛り上り等の土砂が適切に処理されている。		●判断基準 該当 3 項目以上 …………… a 該当 2 項目 …………… b 該当 1 項目 …………… c 該当項目なし …………… d	
	ブロック製作工事 (ケーソン陸上製 作工事を含む)	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 …………… a 該当 3 項目 …………… b 該当 2 項目 …………… c 該当 1 項目以下 …………… d	

考查項目別運用表

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	☐ 管布設工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目【 ☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>】 【管布設工】 ☐ 機材の品質及び形状が、設計図書に適合する証明書が整備されている。 ☐ 管接合が適切に管理され、品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質及び形状が適切な施工である。 ☐ ポリエチレンスリーブ、明示テープ及び明示シートが適切に施工されている。 ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 仕様書等(製造者も含む)で定められている施工要領等により実施している。 【土工】 ☐ 掘削面を必要以上に深く掘削するなど基礎地盤を乱さず適正に管理されている。 ☐ 掘削面、既設埋設物に異常がないことが確認できる。 ☐ 埋戻し材(土)が適切で層厚管理による転圧状況が良好であることが確認できる。 【路盤工】 ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 【アスファルト舗装】 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗装時等においてアスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗装に当たって気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 【管撤去工、管充填工】 ☐ 管の撤去が適切に行われ、廃棄物及び発生材の処理が適正であると確認できる。 ☐ 管の充填材が適正であり、適切な配合のもと、充填されたことが書面で確認できる。 ☐ その他理由: _____						
0 / 0 = 0.0 %							① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
c 0.0	☐ 傾斜板工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目【 ☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>】 ☐ 養生が適正で施工対象物や周囲の保全が行われている。 ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ 仕様書等(製造者を含む)で定められている施工要領等により実施している。 ☐ 材料の品質及び形状が設計図書との適切性が確認できる。 ☐ 材料の品質照合がミルシート等により確認できる。 ☐ その他理由: _____						
							① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
							●判断基準	
							注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	

考查項目別運用表

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	☐ ポンプ設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
	●評価対象項目【☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>】 ☐ 設備の総合性能が確保され、内容の適格性が確認できる。 ☐ 製造者が定める規格値等を適正に確保している。 ☐ 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき満足している。 ☐ 工場等での作業内容や状況が、報告書等で確認でき満足している。 ☐ 養生が適正で施工対象物や周囲の保全が行われている。 ☐ 測定機器・器具の検定等が適正に行われ、精度が確保されている。 ☐ 使用材料等の適正が確認できる。 ☐ その他 理由:						① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()																																				
		●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td>☐ 50%以下</td><td>☐ 80%以下</td><td>☐ 80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td></td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td></td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td></td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	☐ 50%以下	☐ 80%以下	☐ 80%を超える	評 価 値		90%以上	a	a'	b	b		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c
			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																					
			☐ 50%以下	☐ 80%以下	☐ 80%を超える																																						
評 価 値		90%以上	a	a'	b	b																																					
		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																					
		60%以上75%未満	b	b'	c	c																																					
		60%未満	b'	c	c	c																																					
c 0.0	☐ ろ過池補砂工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
	●評価対象項目【☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>】 ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ 砂掻き採りのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 ☐ 施工基面が平坦に仕上げられている。 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 再使用の砂の保護養生が適切に行われている。 ☐ その他 理由:						① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()																																				
		●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td>☐ 50%以下</td><td>☐ 80%以下</td><td>☐ 80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td></td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td></td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td></td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	☐ 50%以下	☐ 80%以下	☐ 80%を超える	評 価 値		90%以上	a	a'	b	b		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c
			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																					
			☐ 50%以下	☐ 80%以下	☐ 80%を超える																																						
評 価 値		90%以上	a	a'	b	b																																					
		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																					
		60%以上75%未満	b	b'	c	c																																					
		60%未満	b'	c	c	c																																					

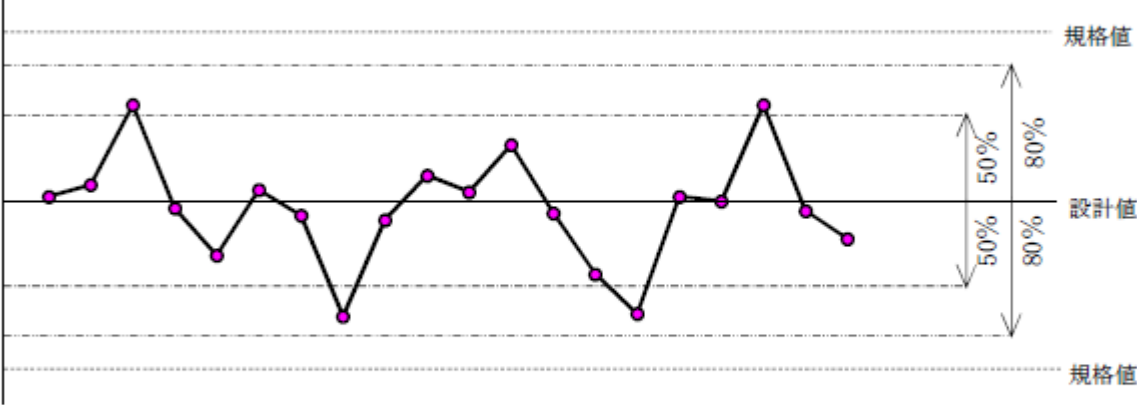
考査項目別運用法				
考 査 項 目	工 種	a	b	(検 査 員)
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ 該当項目＝0	☐ 管布設工事	●評価対象項目 ☐ 管体及びポリエチレンスリーブに損傷がないことが確認できる。 ☐ 土木構造物との調整が十分なされている。 ☐ 公共物としての安全性、環境及び維持管理への配慮が良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d
	☐ 傾斜板工事	●評価対象項目 ☐ 仕上り状態が良く、全体的な美観に優れている。 ☐ 土木構造物との調整が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 公共物としての安全性、環境、維持管理への配慮が良い。 ☐		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d
	☐ ポンプ設備工事	●評価対象項目 ☐ 仕上り状態が良く、全体的な美観に優れている。 ☐ 施工管理記録等から、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 異常な振動・騒音がなく動きもスムーズで総合的な機能、運転性能が優れている。 ☐ 公共物としての安全性、環境、維持管理への配慮が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d
d -5.0		☐ 溶接・塗装・組立等細部にわたる配慮が良い。 ☐		
	☐ ろ過池補砂工事	●評価対象項目 ☐ 仕上り状態が良い。 ☐ 平坦性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d
	☐	●評価対象項目		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d

1 出来形及び品質のばらつきの考え方（社内管理基準を定めている場合は、社内管理基準に対するばらつきで判断する。）

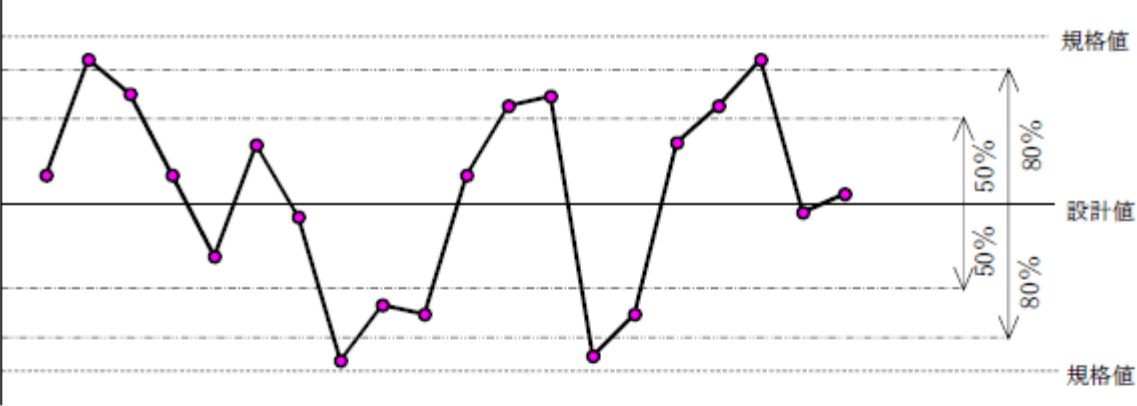
[管理図の場合]

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50%以下と判断できる例

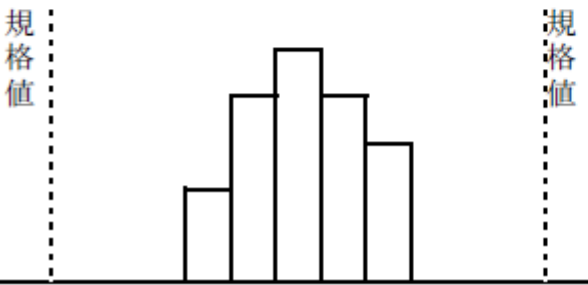


②ばらつきが80%以下と判断できる例

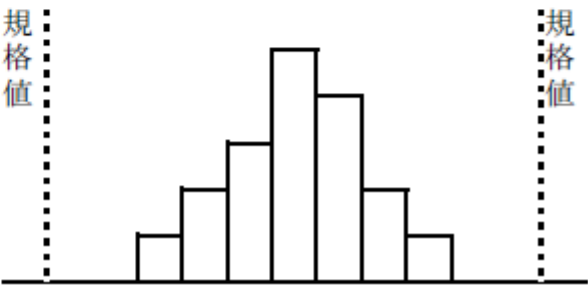


[度数表またはヒストグラムの場合]

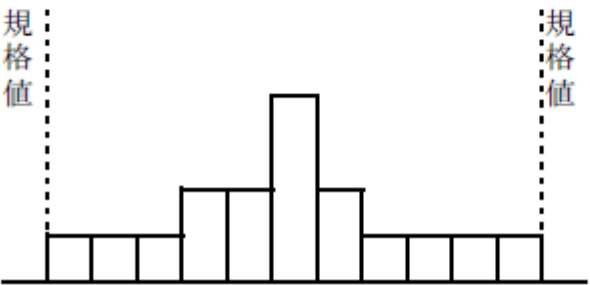
ばらつきが小さい



ばらついている



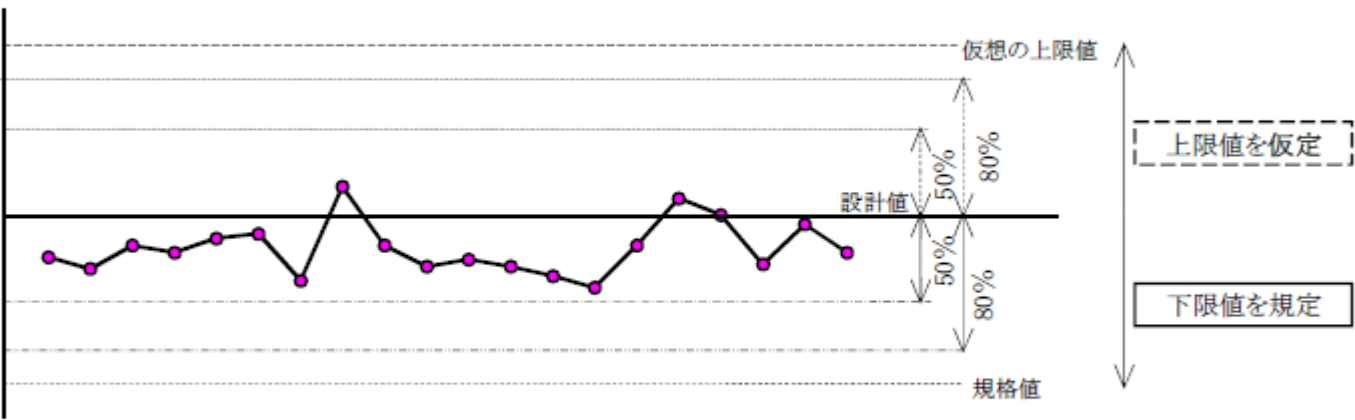
ばらつきが大きい



2 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は、「合併工事」欄を活用する。

（下限値のみの場合）



③ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断
ばらつきが50%以下と判断できる例

天端の ばらつき	規格値の±80% 以内のデータ数	1000
	規格値の±50% 以内のデータ数	997
法面の ばらつき	規格値の±80% 以内のデータ数	1700
	規格値の±50% 以内のデータ数	1360

